

契約の保証及び前払金保証の電子化について

デジタル行政推進の一環として、契約の保証及び前払金(中間前払金を含む。)の保証に係る証書及び証券(以下、「保証証書等」という。)について、電子による取り扱いを開始します。

これにより、従来書面にて提出いただいていた保証証書等について、電子メール等を介した方法による提出が可能となります。

※提出方法の選択肢を増やすものであり、従来どおり書面での提出も可能です。

1. 対象案件

令和7年1月1日以降に宝塚市上下水道局が入札公告又は指名通知する案件

2. 対象となる保証証書等

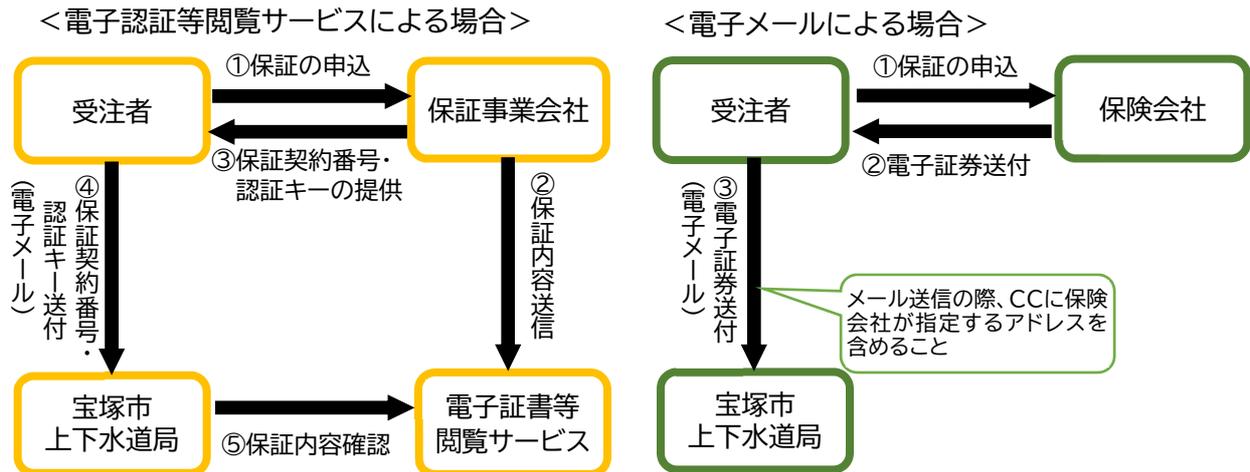
- 契約の保証
保証事業会社(西日本建設業保証株式会社等)による契約保証証書
保険会社による履行保証保険証書又は公共工事履行保証証券
- 前払金保証(中間前払金含む)
保証事業会社による前払金保証証書

3. 提出方法

- 電子証書等閲覧サービスによる場合
保証事業会社から発行された保証契約番号および認証キーを電子メールに記載し、メール送信してください。
- 電子メールによる場合
保険会社より発行された保証証書又は保険証券(PDF形式)をメール送信してください。その際にCC欄に保険会社指定のメールアドレスを入力のう

え、保険会社にも送信してください。

※保険会社によって提出方法が違いますので、各保険会社に提出方法をご確認のうえ提出してください。



4. 提出先

契約決定の際に上下水道局からお知らせするメールアドレスあてに送信してください。送信後は、到達確認の電話連絡をお願いいたします。

5. 留意事項

電子保証証券の手続きについては、各保証機関(保証事業会社、保険会社)へ問い合わせてください。